# 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名: 茨坎

農業委員会名: 五霞町農業委員会

# Ⅰ 農業委員会の状況(令和5年4月1日現在)

※「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

# 1 農業委員会の現在の体制

任命·委嘱年月日 令和 2年 7月 20日

	農業	委員
	定数	実数
農業委員数	12	12
認定農業者		3
認定農業者に準ずる者		1
女性	-	1
40代以下	_	0
中立委員	_	1

# 任期満了年月日 令和 5年 7月 19日

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	9	9	8

### 2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	552
農業経営体数	380

<sup>※</sup> 直近の「農林業センサス」又は 「農業構造動態調査」に基づいて 記入

		農業者数(人)
基	幹的農業従事者数	406
	女性	159
	40代以下	16

<sup>※</sup> 直近の「農林業センサス」又は 「農業構造動態調査」に基づいて 記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	29
基本構想水準到達者	5
認定新規就農者	0
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

<sup>※</sup>農業委員会調べ

### 単位:ha

	Ш	畑				計
	Щ	ДЩ	普通畑	樹園地	牧草畑	п
耕地面積	883	31	31	0	0	914

<sup>※</sup> 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

# Ⅱ 最適化活動の実施状況

# 【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

### 1 最適化活動の成果目標

#### (1)農地の集積

#### ①現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)		これまでの集積面	積(B)	集積率(B)/(A)	
5亿人	917	ha	364	ha	39.695	%
課題	担い手の大規模化の推進農地を集積するメリットの					

- ※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入
- ※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう
- ※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

### ②目標

農地の集積の目標年度	令和12	年度	集積率	66	%
今年度の新規集積面積	26.7	ha	農地面積(C)	917	ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	390.7	ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	42.6	%

・ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を 記入

### ③実績

今年度の新規集積面積	-0.5	ha	農地面積(F)	913	ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	362.4		今年度末の集積率 (H)=(G)/(F)	39.7	%
目標に対する達成状況(H)/(E)	93.2	%			

農業委員会の 点検結果	農地は、目標に近い面積を集積することができた。

- ※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入
- ※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

# (2)遊休農地の発生防止・解消

# ①現状及び課題

	直	近の	利用状況調査により判明した遊休局	<b>農地の状況</b>
	1号游休農地面積			
	1万姓怀辰地田镇		うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
現状	7.9	ha	1.5 ha	6.4
	い方や既に町外に転出されている	る方が	、農地を相続することにより、農地を管	等により、これまで農地を管理したことが 理するとが難しくなることが考えられる。そ 客化(生産性の向上)を図る必要がある。

# ②目標

#### ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

- 101-10		
令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	1.5	ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	0.3	ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

# b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査に	おける黄区分の遊休農地	6.4	ha	
黄区分の遊休農地の解消の ための工程表の策定方針	市町村等と情報を交換・共有し、黄色区分の	の遊休農地解浴	肖を図る。	

# イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.6 ha	
---------------------------	--------	--

# ③実績

### ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	0.7	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	230.5	%

# b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に	_
向けた工程表の策定状況	

市町村等と情報を交換・共有し、黄色区分の遊休農地解消を図る。

# イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	0.2	ha
---------------------------	-----	----

#### 4)その他

	<b>=</b>	周査実施時期			調査結果取りまとめ時期		
農地の利用状況	令和4年9月				令和4年11月		
調査	1号遊休農地の	6.9 h	1	うち	緑区分の遊休農地	1.1	ha
	面積		6.9 ha		黄区分の遊休農地	5.8	ha
農地の利用意向	調査実施時期				調査結果取りま	とめ時期	
調査 令和5年1月					令和5年2	月	

農業委員会の 点検結果

遊休農地の解消は、今後も継続して対応していくことが必要である。

# (3)新規参入の促進

# ①現状及び課題

	令和元年度新規参入者		令和2年度新	規参入者	令和3年度新規参入者		
現状	0	経営体	0	経営体	0	経営体	
	0.0	ha	0.0	ha	0.0	ha	
課題	新たに農業への参入 環境の体制整備。	を希望する方に	対しての、営農方法や	農業技術の支援	・販路の確保など、農業	に参入しやすい	

<sup>※</sup> 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

#### ②目標

権利移動面積	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平均	
作作1/1/29月1日代	42	ha	41	ha	40	ha	41	ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面 積(A)				面 4	.1 ha			

<sup>※1</sup> 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法 第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供 していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

### ③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した 農地の面積(B)	0.0 ha		
公表URL	(その他の公表方法)		
目標に対する達成状況(B)/(A)	0.0 %		
(参考)新規参入者の参入状況	参入経営体数	0	経営体
(参与)利税参入有の参入(代	取得農地面積	0.0	ha

農業委員会の 点検結果 新規参入者がいない状況が続いているが、新規参入希望者に対し営農方法や農業技術の支援・販路の確保など、農業に参入しやすい環境の体制整備を継続する。

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

### 2 最適化活動の活動目標

# (1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	0	п / П	最適化活動を行う 農業委員の人数	12	人
1八日に50万百男日数	0	н/ Л	農地利用最適化推進委員の 人数	9	人

# (2)活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3	口

取組時期	取組項目	強化月間の内容
8~10月	①農地の集積	・農業委員と推進員に農用地集積計画の取りまとめ(3ヶ月間)を依頼し、農地の集積を図る。
9月27~29日	②遊休農地の解消	・農業委員と推進委員を3班に分け、3日間(27日1班・28日2班・29日3班)農地パトロールを
		実施し、遊休農地の解消を図る。
4~11月	③新規参入の推進	・五霞町農業委員会だよりの発行。(4月に編集委員8名を決定し、適時に編集委員会を開催、
		11月に発行して農業に興味を持たせることで、農業への新規参入を図る。)

- ※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

# ②実績

活動強化月間の設定回数	3	口
-------------	---	---

取組時期	取組項目	強化月間の結果
8~10月	①農地の集積	・農業委員と推進員に農用地集積計画の取りまとめ(3ヶ月間)を依頼し、農地の集積を図った。
9月27~29日	②遊休農地の解消	・農業委員と推進委員を3班に分け、農地パトロールを3日間(9月27日1班・9月28日2班・
		9月29日3班)実施した結果、遊休農地の解消が図られた。
4~11月	③新規参入の推進	・五霞町農業委員会だよりの発行。(4月に編集委員8名を決定し、随時編集委員会を開催した。
		令和5年1月に発行して農業に興味を持たせることで、農業への新規参入を図った。)

<sup>※</sup> 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

# (3)新規参入相談会への参加

新規参入相談会への参加回数

①目標

新規参入相談会への参加回数   2 回	新規参入相談会への参加回数	2	同
---------------------	---------------	---	---

開催時期	7月及び12月	相談会名	新農業人フェアinいばらき2022
参加者数	7月及び12月各1名 計2名	開催場所	水戸市(フェリベールサンシャイン)
相談会の内容	(公社)茨城県農林振興公社・茨城 ばらき2022(7月・12月開催分)に参加 と考える方へのアドバイスや相談対	叩し、相談会の雰囲気や会場の配置	美会議主催のよる、新農業人フェアinい 方法、町内で新たに農業へ携わりたい
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

- ※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入 (参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)
- ※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

### ②実績

	2, 132 .	, ,					
開催時期	2月11日	相談会名	第2回新農業人フェアinいばらき(つくば会場)				
参加者数	5名	開催場所	つくば市(リモートでの参加)				
相談会の内容	(公社)茨城県農林振興公社・茨城県農業法人協会・(一社)茨城県農業会議主催のよる、新農業人フェアinV ばらき(つくば会場)にリモートで会長・会長代理・3班長が参加した。アグリジョブセミナーで、(株)ふしちゃんによる新規就農者の従業員による感想や意見を聞き、新たに農業へ携わりたいと考える方へのアドバイスや相談対応等を学んだ。						
開催時期							
参加者数							
相談会の内容							

口

- ※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入 (参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)
- ※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

# 目標の達成状況の評語

# 目標に対して期待どおりの結果が得られた

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

# 【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	
目標に対し期待を上回る結果が得られた	
目標に対して期待どおりの結果が得られた	
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	21

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

# Ⅲ 事務の実施状況

都 道 府 県 名: 茨城県

農業委員会名: 五霞町農業委員会

# 1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	10月は案件がなかったため開催せず

<sup>※</sup> 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

# 2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間	の処理件数	11 件	うち許可	11		件			
加坤明	実施状況	標準処理期間	申請書受理	里から 25	П	処理期	開(平均)	25	日
処理期間	総会開催日の公表	公表してい	る	申請書紹	切日	日の公表	公表	きしている	

# 3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)		•農地法第4	条第1項の規定に	基づく指	定市町	丁村に指定				
	0	·地方自治法	1方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任							
		·地方自治法	地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任							
1年間の処理件数		18 件	うち許可相当	18	件	うち不許可相当	<b>ú</b> 0	件		
処理期間	標準	<b>些</b> 処理期間	申請書受理から	28 日	処理	里期間(平均)	28	日		

# 4 違反転用への対応

		管内の農地面積		年度末時点の違反転用面積				
現	状	917	ha	0.4	ha			
	舌動内容	なお、残る1カ所も適宜指導を行・令和4年9月30日に生活安全課が催された。10月12日に生活安全課・11月25日の農業委員会総会終了正の指導を行った。・11月26日に農地所有者が依頼し	っている。 ド町内関係機関 と農業委員会 で後に、違反転 た行政書士が	Sha)について、下記の是正指導を実施し 引(農業委員会会長を含む)で問題提起は グループで打ち合わせを行い、情報をす 用の農地所有者と会長・担当委員及び 来庁し、是正に向けた方法等を指導した 、土地の改良を進めているところである。	の会議が開ける。事務局で是			
実	績	違反転用解消面積	0	ha				

<sup>※1</sup> 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

<sup>※2</sup> 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の 面積を記入

<sup>※3</sup> 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について 具体的に記入